

議案第 69 号 資料

●人事院による本年の給与勧告のポイント

～民間給与の状況を反映して、約 30 年ぶりとなる高水準のベースアップ～

■月例給 本年 4 月分の民間給与を調査して官民比較

官民較差 11,183 円 (2.76%)

- ・採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

【一般職（高卒）】 +12.8%[+21,400 円]

【一般職（大卒）】 +12.1%[+23,800 円]

- ・若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置いて改定

平均改定率：全体 3.0%

[1 級 11.1%、2 級 7.6%、3 級 3.1%、4 級 1.3%、5 級以上 1.1%]

《実施時期》 令和 6 年 4 月 1 日

■ボーナス 直近 1 年間（昨年 8 月～本年 7 月）の民間の支給状況を調査して官民比較

期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに 0.05 月分引上げ

年間 4.50 月分 → 4.60 月分 0.10 月分の引上げ

《実施時期》 令和 6 年 4 月 1 日

●期末手当及び勤勉手当に係る支給割合早見表

支給区分 手当区分		改 正 案			改 正 前		
		6 月	12 月	計	6 月	12 月	計
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員	期末	<u>1.25 月</u>	<u>1.25 月</u>	<u>2.50 月</u>	<u>1.225 月</u>	<u>1.225 月</u>	<u>2.45 月</u>
	勤勉	<u>1.05 月</u>	<u>1.05 月</u>	<u>2.10 月</u>	<u>1.025 月</u>	<u>1.025 月</u>	<u>2.05 月</u>
	計	<u>2.30 月</u>	<u>2.30 月</u>	<u>4.60 月</u>	<u>2.25 月</u>	<u>2.25 月</u>	<u>4.50 月</u>
定年前再任用 短時間勤務職 員	期末	<u>0.70 月</u>	<u>0.70 月</u>	<u>1.40 月</u>	<u>0.6875 月</u>	<u>0.6875 月</u>	<u>1.375 月</u>
	勤勉	<u>0.50 月</u>	<u>0.50 月</u>	<u>1.0 月</u>	<u>0.4875 月</u>	<u>0.4875 月</u>	<u>0.975 月</u>
	計	<u>1.20 月</u>	<u>1.20 月</u>	<u>2.40 月</u>	<u>1.175 月</u>	<u>1.175 月</u>	<u>2.35 月</u>
特定任期付職 員	期末	<u>1.725 月</u>	<u>1.725 月</u>	<u>3.45 月</u>	<u>1.70 月</u>	<u>1.70 月</u>	<u>3.40 月</u>
会計年度任用 職員	期末	<u>1.25 月</u>	<u>1.25 月</u>	<u>2.50 月</u>	<u>1.225 月</u>	<u>1.225 月</u>	<u>2.45 月</u>
	勤勉	<u>1.05 月</u>	<u>1.05 月</u>	<u>2.10 月</u>	<u>1.025 月</u>	<u>1.025 月</u>	<u>2.05 月</u>
	計	<u>2.30 月</u>	<u>2.30 月</u>	<u>4.60 月</u>	<u>2.25 月</u>	<u>2.25 月</u>	<u>4.50 月</u>

改正後の支給割合は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。